平成２７年（フ）第２４２号
新潟市秋葉区荻島１丁目15番15号
債務者　荻原　謹次
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４８号
新潟市中央区入船町２丁目3680番地１　ロイヤル入船203号、前住所新潟市中央区入船町２丁目3680番地１　ロイヤル入船102号
債務者　北　　剛
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６１号
新潟市東区紫竹４丁目20番20号　ピノ・ノワール101号
債務者　本田　佑馬
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６２号
新潟市北区嘉山2273番地１　コーポヨシダ303号
債務者　高橋　由香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６７号
新潟市秋葉区金沢町４丁目２番41号　コーポあづさ205号、前住所新潟県五泉市赤海２丁目７番７号
債務者　根本　利男
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６９号
新潟県五泉市一本杉417番地11
債務者　板倉かおり
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
長野県上田市古安曽2269番地　アルカンシエル203号
債務者　青木　真未
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９６号
長野県上田市藤原田545番地３
債務者　吉村　利光
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２０３号
岐阜県各務原市尾崎北町２丁目55番地、前住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目164番地３　（ミリオンスター　Ｂ棟）
債務者　北川プレスこと　北川　一夫
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２０４号
岐阜県各務原市尾崎北町２丁目55番地、前住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目164番地３　（ミリオンスター　Ｂ棟）
債務者　北川　淳子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５９号
岐阜市鏡島南１丁目10番36号
債務者　濱口　京子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６１号
岐阜市長良友瀬81番地１　（ハーモニーＢ102号室）
債務者　淺井　雅栄
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９５３号
名古屋市中村区則武１丁目20番17号　ＮＯＲＩＴＡＫＥ21　802号
債務者　高山　善広
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２号
三重県津市中河原630　サンタプレイス107号、住民票上の住所三重県津市安濃町川西1402番地６
債務者　堀井　和代
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３２号
滋賀県湖南市平松北３丁目16番地
債務者　内田　　充
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５３号
滋賀県高島市今津町今津1617番地２
債務者　木藤ミチ子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２２号
滋賀県蒲生郡日野町中道１丁目40番地　ピアＫＩＲＡＲＡ206号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字村井1988番地19
債務者　西岡　健介
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大津地方裁判所彦根支部